

上里町
新型インフルエンザ等対策行動計画
第2版

令和8年3月

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章 はじめに..... | 1 |
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 行動計画改定の経緯 | 1 |
| 3. 行動計画の策定..... | 2 |
| 4. コロナ禍対応の振り返りと検証..... | 3 |
| 第2章 対策の基本方針 | 8 |
| 1. 対策の基本的な考え方 | 8 |
| 2. 基本的な戦略 | 9 |
| 3. 対策実施上の留意点 | 10 |
| 4. 主要な対策7項目 | 12 |
| 5. 横断的な視点 | 12 |
| 6. 対策推進のための役割分担..... | 13 |
| 7. 組織..... | 15 |
| 第3章 発生段階ごとの対応と主要対策項目 | 20 |
| 1. 実施体制..... | 20 |
| 2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 23 |
| 3. まん延防止 | 27 |
| 4. ワクチン..... | 28 |
| 5. 保健..... | 31 |
| 6. 物資 | 33 |
| 7. 町民生活及び地域経済の安定の確保 | 35 |
| 【資料編】..... | 38 |
| 1. 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例..... | 38 |
| 2. 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則..... | 39 |

第1章 はじめに

1. 目的

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症(COVID-19)等は、突発的かつ広範囲に感染が拡大しやすく、従来の感染症対策だけでは十分に対応できない甚大な影響を社会全体に及ぼすリスクを有しています。令和元年に中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症は、令和2年に日本でも確認され、同年3月には「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という)」が改正されました。新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とし、国を挙げて取り組む体制が整えられましたが、医療体制のひっ迫、経済活動・教育・社会基盤の混乱、日常生活への多大な制約が生じ、危機管理の重要性が改めて浮き彫りとなりました。この経験を踏まえ、今後も発生が想定される新たな感染症やインフルエンザ等への備えを強化することが喫緊の課題です。

本計画は、感染拡大を抑止し、町民の生命及び健康を守りつつ、社会機能の維持と被害の最小化を図るため、平時から有事に至るまでの対策とその実施体制を明確化することを目的としています。また、国・地方公共団体・医療機関・事業者・町民等が連携し、迅速かつ的確に各種対策を講じられるよう、行動指針や情報提供体制、役割分担の明確化を図ります。さらに、新型コロナウイルス対応を通じて得られた経験と教訓を十分に活かし、地域の特性に応じた柔軟かつ実効性のある対応策を整備することで、将来の新興感染症発生時にも社会全体で危機を乗り越える力を養うことを目指します。

2. 行動計画改定の経緯

新型インフルエンザ等対策行動計画は、感染症対策を取り巻く状況の変化や新たな知見を反映させるため、定期的に見直しと改定を行う必要があります。とりわけ新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行は、従来の計画の想定を超える深刻な社会的・経済的影響をもたらし、政府や自治体、医療機関、住民など様々な主体の連携強化、情報提供、感染拡大防止と社会活動維持のバランス、人権配慮の重要性など多くの課題を浮き彫りにしました。

国はこれらの経験を踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の抜本的な改定を行いました。主な改定ポイントとしては、新型コロナウイルスをはじめとする新興感染症やインフルエンザだけでなく、幅広い呼吸器感染症を対象としていること、平時からの準備・訓練活動の強化や、感染拡大時の適切な対策の切り替え、国や地方公共団体の指揮・調整権限の拡充、ワクチンや治療薬に関する検討項目の充実などが盛り込まれました。上里町では、国の政府行動計画、埼玉県行動計画と整合を図りつつ、上里町における新型インフルエンザ等¹の発生に備え、町全体の危機管理体制を強化するため、本計画を策定します。本計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等のみならず、病原性が低い場合や新たな感染症にも柔軟に対応できるよう、発生段階ごとに必要な措置を体系的に定めるものとします。

¹ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)のこと

3. 行動計画の策定

◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、既存のインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型ウイルスが出現することで約10～40年周期で発生し、多くの人々が免疫を持たないためパンデミック²となり得る可能性があります。既知の病原体でも、変異により新型化すれば同様に大きな健康被害や社会的影響を及ぼす恐れがあり、未知の新感染症³も感染力次第で深刻な影響をもたらす可能性があります。

特措法は、病原性の高い新型インフルエンザ等感染症⁴や新感染症が発生した際に、国民の生命・健康を守り、生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的としています。新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置⁵、緊急事態措置⁶等の特別の措置を定めており、感染症法等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

◆ 特措法が対象とする感染症

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、以下のとおりです。

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを対象としています。

① 新型インフルエンザ等感染症

② 指定感染症⁷(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

² 感染症の世界的大流行。新型インフルエンザ等が発生し、世界中で人から人への感染が拡大することにより、多くの人々が免疫を持たないため、世界的な大流行となる状態をいう。

³ 感染症法第6条第9項

⁴ 感染症法第6条第7項

⁵ 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと

⁶ 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと

⁷ 感染症法第6条第8項

4. コロナ禍対応の振り返りと検証

【実施体制】

| 取組と効果 | 課題と今後の対応 |
|---|---|
| <p>【対策本部⁸の会議】</p> <p>■新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症が流行した3年間で2回開催した。</p> | <p>■対策本部会議は、役場職員以外の本部員もいるため、頻回な開催は難しく、現状の取組と課題の共有、情報交換の場とした。また、対策本部の事務局をくらし安全課(危機管理部門)としたが、議題にあがる感染症の知識がないため、健康保険課(保健衛生部門)と協力した運営を検討する。</p> |
| <p>【課長会議を活用した庁内連携】</p> <p>■新型インフルエンザ等対策推進会議に、町長、副町長、教育長を加えた会議とし(課長会議を活用)、庁内全課へ協力要請と役割分担を行った。また、人員体制の調整を行い、柔軟に対応する体制を整えた。</p> <p>■コロナ対応において急を要する業務や対応の中で課題が発生した時に迅速に対応するため、総務課・くらし安全課・健康保険課の3課を中心として機動的に対応しつつ、全課の応援体制が必要な場合には課長会を活用した会議にあげて迅速に協議・決定を行った。</p> | <p>■感染症の流行により業務を中止した課がある一方で、通常業務に加え、国の補助金を活用した支援策の実施や感染症対応に追われる課もあった。各課の業務量に見合った職員体制、急な業務にも対応できる流動的な体制の構築が求められる。</p> <p>■感染症対応は全課が関係するため、状況に応じて柔軟に対応する体制が求められる。</p> <p>■1つの課に負荷がかからないよう全課が協力して臨機応変に対応する体制、仕組みの整備が必要である。</p> <p>■全課長が情報を共有できる体制を維持しつつ、意思決定の迅速化と組織的連携の両立を図るために、状況に応じた定期的な情報共有体制を整える。</p> <p>■対策推進会議の議題にあげる前に、3課(総務課・くらし安全課・健康保険課)で協議する。</p> |
| <p>【保健所との連携】</p> <p>■県・保健所との連携として、保健所へ保健師を派遣した。</p> | <p>■可能な範囲で保健師派遣を検討したが、他自治体に比し大幅に派遣余力が乏しかった。</p> <p>■業務継続計画及び保健師派遣状況を、町内医療機関と平時から情報共有しておく必要がある。</p> |
| <p>【例年実施される会議への参加】</p> <p>■平時から北部医療圏・保健所主催の定例会議において、対応等の情報共有を実施した。</p> | <p>■北部医療圏・保健所主催の会議で、県や町として医師等と十分な意見交換ができる体制づくりが課題である。</p> <p>■本町として関係機関と緊密に連携を図るよう情報共有等を十分に行う必要がある。</p> |

⁸ 特措法第34条

【情報提供・共有、リスクコミュニケーション】

| 取組と効果 | 課題と今後の対応 |
|---|--|
| <p>【町民への啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国・県が示す感染症対策を広報紙やホームページ等で周知した。 ■感染流行初期には、感染者への差別的な言動がみられたことから、人権尊重に関する啓発を併せて行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ■埼玉県内および町内の罹患者数をホームページに掲載した結果、閲覧数が急増した。また感染症関連ページの閲覧も多く、町民の関心が集中した。 ■報道による周知と併せ、感染症に関する情報への注目が一時的に高まった。 ■広報担当課が情報媒体の信頼性等を考慮して情報を整理し、内容を所管課で確認したうえで町民向けに情報発信を行う。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ■コロナに罹患した職員の情報を、氏名は伏せたものの、課名・年齢・性別など個人が特定され得る形でホームページ上に掲載した。 | <ul style="list-style-type: none"> ■他市町村と同様の対応を行ったが、感染者情報の提供に際して個人が特定されるおそれがあり、情報提供の可否や方法に課題が生じた。情報提供範囲や内容について、個人が特定されないよう配慮した基準をあらかじめ策定し、掲載方法を事前に整理する必要がある。(事務連絡令和7年7月2日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策課発「新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表の考え方について」参照) |
| <p>【コールセンター設置(総合相談)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■総務課を中心に、一定期間、総合相談窓口(ワクチン接種に関するものを除く)としてコールセンターを設置した。 ■感染流行初期に差別的な発言や苦情が多く寄せられたことから、コールセンターで対応した。 | <ul style="list-style-type: none"> ■総合相談窓口として、食料供給や感染症に関する対応をコールセンターで実施したが、状況によっては本来の業務の業務継続計画の遂行に支障を生じるおそれがある。 ■コールセンターの開設時に閉鎖基準等を定めておくと、終結時期が判断しやすい。 ■国が示すコールセンター業務の内容を確認し、本町として実施可能な業務を整理する必要がある。 |
| <p>【リスクコミュニケーション⁹⁾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■リスクコミュニケーションについては、ホームページ等を活用し、情報を共有した。 | <ul style="list-style-type: none"> ■罹患時の生活維持に関する情報について、関係機関の間で十分に共有が図られたか疑問が残る部分があるため、相互で確認できるような体制づくりが求められる。 ■感染症流行初期の罹患時にも外出せず家庭内で生活ができるよう、防災的な観点も踏まえた事前準備の必要性を町民に周知する方策を検討する。 |

【まん延防止】

| 取組と効果 | 課題と今後の対応 |
|--|--|
| <p>【感染対策の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国・県の示す感染症対策を広報、ホームページ等を利用して周知を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ■埼玉県内および町の罹患者数をホームページで公表したことにより、感染症関連情報への関心が高まり周知はできたが、一方で、感染予防に対する町民の認識にばらつきが見られた。 ■感染経路にはさまざま可能性があるが、国や県が公表する内容はエビデンスに基づくものであるため、基本的な感染症対策の重要性について町民に対し継続的に啓発する必要がある。 |

⁹⁾ 社会を取り巻くリスクに関する情報を、行政、専門家、町民等の関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること

【ワクチン】

| 取組と効果 | 課題と今後の対応 |
|--|---|
| <p>【接種予約・コールセンターの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■郡市内で1か所コールセンターを設置し、どの医療機関でも予約可能とした。(コールセンターは委託により運営) ■接種予約は当初コールセンターのみで受け付けたが、基礎疾患のある子どもの接種に関する問い合わせ対応のため、保健センターでも予約受付を実施した。 ■ワクチン接種に関する相談窓口については、ホームページ等の広報媒体を活用して周知した。 | <ul style="list-style-type: none"> ■町内医療機関の予約枠に他市町の住民が多数申し込んでしまい本町の町民の予約枠を十分に確保できず、後日調整となった。 ■市町単位で予約数の枠を確保するなど予約の受付方法を検討する。 ■予約は市町を超えて郡内どこでも可能であったが、ワクチンは市町ごとの管理となっていたため、希望者に対し十分なワクチンを確保できなかった。 ■郡内で接種予約のコールセンターを統一して運用する場合、ワクチンの受領も郡内で一元的に行う体制を検討する必要がある。 ■予約方法については、地域の実情に応じた柔軟な運用を検討する。(電話・web予約システム・往復はがきでの申込など) ■コールセンター業務を委託する場合、実施内容の適切な確認・管理を行う必要がある。 |
| <p>【集団接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■集団接種については医師会と調整の上で実施した。 ■会場は駐車場やコミュニティバス運行の利便性を考慮し、多目的スポーツホールを使用した。 ■高齢者・障害者施設での現地接種は専属医師が実施し、入院患者の接種は入院医療機関で調整を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ■接種会場に雨風をしのげる待機場所がなかったため、仮設の屋根設置や手すり設置等の対応を行った。 ■独居高齢者における接種会場までの交通手段の確保が課題となった。 ■接種日は平日と土曜日で開始したが、平日は医師の確保が難しく、土曜日のみの実施となった。 ■医師が使い慣れた器具や場所に対応できる環境整備に努める。 ■集団接種会場では、医師による緊急医薬品の配置確認等を事前に実施する。 |
| <p>【個別接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■町内各医療機関の接種可能件数を調査し、本町へのワクチン配分数に基づいて医療機関への分配量を決定した。 ■医師に1日に接種可能な人数を確認し、配分を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ■一部の医療機関が自院で予約を受け付けていたため、予約センターを通さないケースが生じた。 ■ワクチンの種類がファイザー、モデルナ、小児用など多様化したことにより、配送準備や管理が煩雑となり、対応に多くの労力を要した。 ■個別接種が可能な場合は、集団接種よりも個別接種を優先する運用を検討する。 ■個別接種については、地域ごとに担当医療機関を設定することで、町民にとって円滑な接種体制の構築を図る。 |

【保健】

| 取組と効果 | 課題と今後の対応 |
|---|--|
| <p>【町から保健所へ保健師派遣】</p> <p>■県・保健所との連携において、保健所業務の支援として町保健師を派遣した。保健師派遣により、積極的疫学調査や健康観察など保健所業務の負担軽減に寄与した。</p> <p>■町保健師を保健所へ派遣したことにより、従来業務が圧迫され、並行して行うことが困難な状況であった。</p> | <p>■国、県、保健所が定める各種計画における市町村保健師等の役割を確認し、本町の職員が対応可能な業務を整理し、必要に応じた連携を図る体制を整備する。</p> <p>■県・保健所との連携による保健師による健康観察や職員による生活支援の実施により、本町の業務の業務継続計画の遂行に影響が生じるおそれがある。</p> |
| <p>【感染者にパルスオキシメーター、食料品の支給】</p> <p>■課長会議を活用した新型インフルエンザ等対策会議において庁内各課へ協力を依頼し、くらし安全課執務室に備蓄した食料やパルスオキシメーターを職員が円滑に配布した。</p> | <p>■当初は職員がパルスオキシメーターと食料を直接配送していたが、途中からパルスオキシメーターは郵送方式に変更した。</p> <p>■感染症罹患者に対する食料支援は、生存維持を目的とした内容とすることが望ましい。</p> <p>■支援の趣旨に即した適切な内容となるような支援を実施することが必要である。</p> |

【物資】

| 取組と効果 | 課題と今後の対応 |
|---|--|
| <p>【感染症対策物資】</p> <p>■寄付により受け入れたマスクを医療機関へ配布した。</p> | <p>■医療機関および公共施設で使用するマスク・アルコール消毒液の備蓄体制を検討する。</p> <p>■アルコール消毒液の保管については、消防法の規制により室内での保管に制約がある。</p> |
| <p>【食料品の備蓄】</p> <p>■食料の米の配布(県の支援物資が届くまでの繋ぎ分)</p> | <p>■本町では、県の支援物資が到着するまでの期間に最低限の主食のみを配布したが、支援内容がその時々状況により異なるため、適切な支援規模の判断が困難であった。</p> <p>■食料品の備蓄は災害対策計画に基づき、職員200人・被災者1,800人分、合計2,000人分の3日間(3食×3日=18,000食)を備蓄している。備蓄内容は米・パン・パスタ等とし、状況に応じて配布する。</p> |
| <p>【職員の感染対策】</p> <p>■職員への対応としてマスク・消毒液・アクリル板・窓口のビニールシートを用意</p> | <p>■業務に必要な物資は、各課が計画的に準備する。</p> <p>■総務課は、職員用への感染対策物資の確保を行い、町民用備品については、くらし安全課や健康保険課が対応する。</p> <p>■備蓄物資について、各課が保有する物品の種類・数量などの情報を全庁的に共有し、町が保有している物資全体を一元的に管理する体制を整備する。(町として保有している物資の在庫状況の把握)</p> |

【町民の生活及び地域経済の安定の確保】

| 取組と効果 | 課題と今後の対応 |
|---|---|
| <p>【感染者へ食料品の配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■くらし安全課で保管している防災用食料を職員が円滑に配布した(1人当たり3食×5日分)。 ■食料以外の物資については配布を実施しなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ■本町では、療養者の体調を考慮し、支援食料は生存維持を目的とした内容とすることにした。 ■災害時に備え、乳幼児用ミルクについては、アレルギー対応用を含めた備蓄を検討する。 ■民間流通(ネット通販等)による調達も可能であることから、町による備蓄の範囲や必要量について実態に応じて検討する。 |
| <p>【高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■高齢者や障害者など要配慮者への生活支援等については、各課で対応した。 | <ul style="list-style-type: none"> ■サービス提供者への支援や案内については、所管課を介して適切になぐ体制を整備する。 |
| <p>【火葬場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■火葬場の運営管理は一部事務組合で行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ■想定を上回る事態が発生しなかったため、火葬業務の能力の限界について確認するなど、一部事務組合等との情報共有を行う必要がある。 |
| <p>【まん延防止措置等により生じる2次の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■まん延防止措置等により生じるメンタルヘルス対策等については実施しなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ■平常時と発生時における業務内容や対応体制の差異について、今後検討を要するが、内容は平常時の業務であるため、発生時の体制確保については所管課で検討する。 |
| <p>【まん延防止措置で影響を受けた事業者支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■今回のパンデミックによる影響は、主に観光業と飲食業で大きかった。 ■本町では、個人経営の飲食業者に対し、商工会による支援を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ■すべての業種がパンデミックによる影響を受けている状況であり、町単独で特定の事業者へ支援することは困難である。 ■国や県が実施している内容について町民へ周知を行い、国や県の動向を踏まえながら、柔軟な対応をしていく必要がある。 |

【コロナ禍対応の振り返りと課題の整理】

- 柔軟な体制の整備
- 情報共有の強化
- 物資管理の課題
- 本町の地域特性を考慮した支援

【国が新型インフルエンザ等対策推進会議において整理した課題】

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

第2章 対策の基本方針

1. 対策の基本的な考え方

本計画は、特定の感染症や過去の事例のみにとらわれず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等の発生も想定し、発生した感染症の特性に合わせて様々な状況に柔軟に対応できるよう、政府行動計画や県行動計画に基づき、主な対策の選択肢を示すものです。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴や病原体の性状(病原性・感染力・遺伝子型など)、流行状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性・実行可能性、さらに町民生活や地域経済への影響などを総合的に判断し、本計画に記載された対策のなかから適切な施策を選択し決定します。

また、準備段階(発生前の段階)においては、町・関係機関・医療機関等が連携し、円滑かつ迅速に対応できる体制の整備を図ります。本計画等の策定や実践的な訓練を通じて、発生時に備えた人員・物資・情報の確保を進めるほか、感染症に関する正確な情報提供や、偏見・差別、偽情報の防止に向けた啓発を行い、町民の理解と協力を促します。さらに、接種体制や情報共有体制の構築、DX¹⁰の推進などにより、平時からの準備と対応力の強化を図ることで、発生に備えた準備を徹底します。

国内や世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症が発生した場合(初動期)には、直ちに初動対応の体制へと切り替え、状況に応じた迅速かつ的確な対応を目指します。

◆ 柔軟な対応

特定の感染症や過去の事例に限定せず、未知の感染症も含め多様なシナリオを想定
病原体の性状や流行状況、地域の実情を踏まえ、適切な対策を選択・実施

◆ 段階的対応

準備期・初動期・対応期の3段階に区分し、段階ごとに重点施策を明確化
初動期には早期探知・迅速な体制移行、対応期には柔軟な対策切替を実施

| | |
|-----|--|
| 準備期 | 新型インフルエンザ等の発生前の段階 |
| 初動期 | 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 |
| 対応期 | 国内発生当初の封じ込めに対応する時期から、感染拡大、ワクチン・治療薬の普及、流行状況が収束するまでの段階 |

¹⁰ デジタル技術やデータを活用して、業務やサービスの在り方そのものを見直し、より効率的かつ質の高い行政運営や住民サービスへと変革していく取組をいう。

2. 基本的な戦略

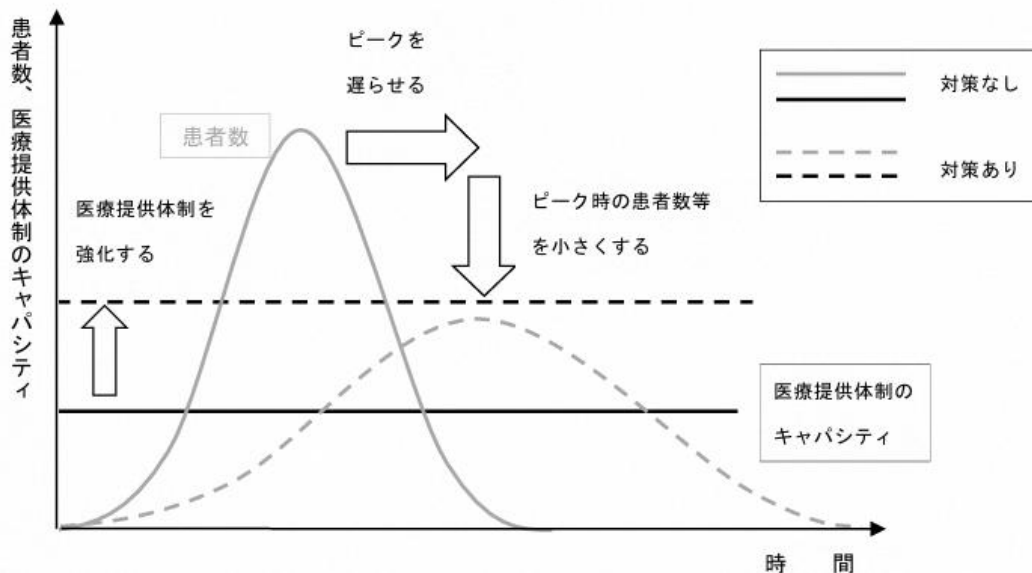
◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を守ります。

- ①社会活動制限による対応と町民の行動抑制を通じて感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保します。
- ②感染対策の周知徹底及び予防接種の拡充等により感染拡大のペースを抑制し、国・県と連携して医療体制の確保と、社会・経済活動の両立を目指します。
- ③医療提供体制支援の強化により、流行ピーク時の負荷を軽減し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。

◆ 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ①ワクチン接種や知見の蓄積が進む段階では、重症者・死亡者の最小化を目標とし、リスクの高い対象者への対策を重点的に行います。また、感染防止と地域経済活動の両立を目指した対策を図り、町民生活への影響を軽減します。
- ②感染力が高く病原性の低い変異確認時は、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを考慮しつつ、地域経済活動への影響を最小にします。

<対策の効果(概念図)>



3. 対策実施上の留意点

◆ 平時の備え

感染症危機対応には平時からの体制作りが重要であることから、平時から備えを充実し、迅速な初動体制を確立します。併せて情報収集・共有や分析を支えるDX推進を進めます。

◆ 感染拡大防止と社会経済活動とのバランス

町民の生命・健康を守るとともに、町民生活・地域経済活動への影響が最小になるよう、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行います。

◆ 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する際、基本的人権を尊重し、行動制限等は必要最小限にとどめます¹¹。法令等に基づき十分な説明を行い、町民の理解を得ることを基本とします。また、感染者や家族、医療関係者への偏見・差別は人権侵害であり、受診抑制や感染拡大、医療従事者の士気低下につながることも留意する必要があります。さらに、社会的弱者への配慮を重視し、社会の分断を防ぎつつ町民の安心を確保します。

◆ 危機管理としての特措法の性格

特措法は感染症有事の危機管理制度であり、緊急事態に備え各種措置を講じられるよう設計されています。ただし、新型インフルエンザ等感染症や新感染症が発生しても、病原性の程度やワクチン・治療薬の有効性によっては、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講じる必要がない場合もあり、常に実施するものではない点に留意する必要があります。

◆ 関係機関相互の連携協力の確保

上里町対策本部は、政府対策本部や埼玉県対策本部と緊密に連携し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。国や県から総合調整の要請があった場合には、その趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに調整を行います¹²。

◆ 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設、児童養護施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備えます。

◆ 感染症危機下の災害対応

感染症危機下での災害発生を想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保を進めます。また、自宅療養者等の避難に備え、県と情報共有や連携体制を整備します。感染症危機下で地震等が発生した際には、国や県と連携し、地域状況を把握するとともに、避難所での感染症対策や自宅療養者等への情報提供・避難支援を速やかに行います。

¹¹ 特措法第5条

¹² 特措法第36条第2項

◆ **感染症拡大時のデジタル技術の活用**

感染症危機対応にはDX推進などによる対応能力の強化が重要です。感染拡大時には診療・相談・登録・処方などをデジタルで支え、情報収集・共有・分析の基盤を整備し、保健所や医療機関の負担を軽減して対応力を強化します。

◆ **記録の作成や保存**

新型インフルエンザ等が発生した段階で、上里町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存・公表します。

4. 主要な対策7項目

| | 項目名 | 主な内容の要約 |
|---|----------------------|--|
| 1 | 実施体制 | 国・自治体・指定公共機関の相互連携、情報共有、人員体制の強化、財政措置等 |
| 2 | 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 分かりやすい情報発信、双方向コミュニケーション、誤情報対策 |
| 3 | まん延防止 | 感染対策の普及(換気・外出自粛要請 ¹³ 等) 業務継続計画に基づく対応準備 |
| 4 | ワクチン | 接種体制の整備、町民・特定接種 ¹⁴ 、ワクチンに関する情報提供、DXの推進等 |
| 5 | 保健 | 健康観察・生活支援 |
| 6 | 物資 | 感染症対策物資の備蓄 |
| 7 | 町民生活及び地域経済の安定の確保 | 情報共有体制の整備、生活支援等の準備、社会経済活動の維持等 |

5. 横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるためには、下記項目について複数の対策項目に共通する事項として考慮し、国や関係機関と連携しながら一丸となって推進していくことが重要です。

◆ 国と地方公共団体の連携

感染症危機対応では、国が基本方針を示し、自治体が法令に基づき実務を担う適切な役割分担が重要です。平時から国や県との連携体制を構築し、情報の収集・共有・分析を行うとともに、自治体間の垣根を越えた人材派遣や患者移送を含む広域的連携の強化も重要です。また、有事には国が全国の実情を踏まえ調整役を担います。

◆ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

感染症危機対応にはDX推進と技術革新による対応力強化が重要です。国は情報基盤整備、事務負担軽減、予防接種事務や電子カルテの標準化など医療DXを推進し、将来的には電子カルテと発生源の連携や臨床情報の活用を進めます。町においても国や県、医療機関との情報基盤整備に協力していきます。

¹³ 感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項

¹⁴ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと

6. 対策推進のための役割分担

◆ 国の役割

国は、新型インフルエンザ等発生時に迅速かつ的確に対策を実施し、県や市町村等を支援して国全体の態勢を整備します¹⁵。また、WHO等国際機関や諸外国との連携を確保し、ワクチンや医薬品の研究・開発を推進¹⁶し、平時には政府行動計画に基づき準備期の対策を着実に実施し、訓練により点検・改善を図ります。さらに、閣僚会議や関係省庁会議を通じて政府一体で総合的に推進し、国民や事業者へ情報提供を行い理解と協力を得て対策を進めます。

◆ 県及び町の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等発生時に基本的対処方針に基づき、区域内での確かつ迅速に対策を実施するとともに、関係機関の取組を総合的に推進し、地域全体の感染症対策を確実に進める責務を有します¹⁷。

① 県の役割

県は特措法や感染症法に基づき、医療体制の整備やまん延防止に中心的役割を担います。平時から医療機関や検査機関と協定を締結し、訓練を通じて連携を強化します。また、感染症法における予防計画¹⁸(地域保健医療計画¹⁹)に基づき調査研究や進捗確認を行い、関係者と一体となってPDCAにより改善を図ります。

② 町の役割

町は町民に最も近い立場から、ワクチン接種や生活支援、要配慮者支援などを適切に実施します。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村との緊密な連携を図ります。

◆ 医療機関の役割

医療機関は発生前から自治体と医療措置協定²⁰を締結し、院内感染対策の研修や訓練、個人防護具などの物資確保を進めます。また、診療体制を含む業務継続計画を策定し、連携協議会等を通じて地域関係機関との連携を進めることが重要です。発生時には協定に基づき、病床確保や発熱外来、自宅療養者への対応、人材派遣等を行い、感染症医療と通常医療の両立を図ります。

◆ 指定地方公共機関²¹の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²²、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

¹⁵ 特措法第3条第1項

¹⁶ 特措法第3条第2項及び第3項

¹⁷ 特措法第3条第4項

¹⁸ 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部(第3部第2章第5節 感染症医療)として策定している

¹⁹ 医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画

²⁰ 感染症法第36条の3第1項の規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定

²¹ 特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。

²² 特措法第3条第5項

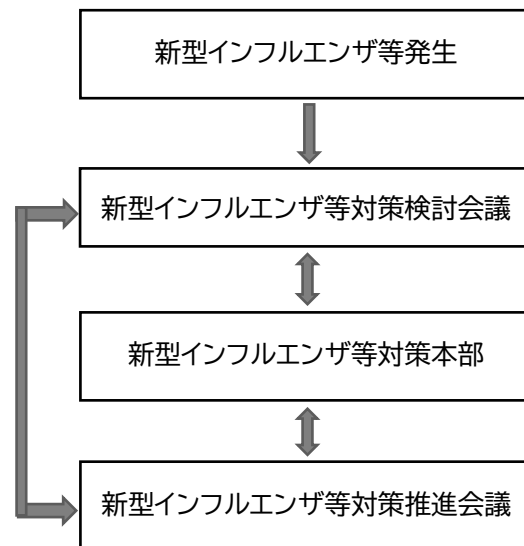
◆ 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から関連情報や発生時取るべき行動について理解を深めるとともに、日常的な健康管理や感染症の基本的対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)の実践に努めます。また、発生時に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品の備蓄を行うよう努めます。発生時には、状況や実施される対策に関する情報を把握し、感染拡大防止に向けた個人レベルでの対策を実施するよう努めます²³。

²³ 特措法第4条第1項

7. 組織

【新型インフルエンザ等発生時の実施体制】



◆ 新型インフルエンザ等対策本部

| | | |
|------|---|---|
| 本部長 | 町長 | |
| 副本部長 | 副町長、教育長 | |
| 本部員 | 総務課長 総合政策課長 保健センター等複合施設建設推進室長 税務課長 暮らし安全課長 町民福祉課長 子育て共生課長 健康保険課長 高齢者いきいき課長 道路整備課長 まちづくり推進課長 | 地域活力創造課長 農業振興課長 会計課長 議会事務局長 教育総務課長 教育指導課長 生涯学習課長 上下水道課長 児玉郡市広域消防本部上里分署吏員 本庄市児玉郡医師会上里代表医師 |
| 事務局 | 暮らし安全課、健康保険課 | |
| 所掌事務 | 1 町内発生に備えた総合的な対策に関すること 2 町内発生時における危機管理及び健康被害対策に関すること 3 町内発生時における被害拡大防止策に関すること 4 その他新型インフルエンザ等の対策に関すること | |
| 設置基準 | 1 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき(特措法第34条) 2 政府対策本部が設置され、町長が必要と認める時(特措法に基づかない設置) | |
| 廃止基準 | 1 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたとき(特措法第37条) 2 政府対策本部が廃止されたとき、または新型インフルエンザ等対策推進会議で対応可能なきとき(特措法に基づかない設置) | |

◆ 諸会議

① 新型インフルエンザ等対策推進会議

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------|-----------|--------|----------|-------------------|--------|------|------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|--|
| 幹事長 | 町長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副幹事長 | 副町長、教育長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幹事 | <table border="0"> <tr> <td>総務課長</td> <td>まちづくり推進課長</td> </tr> <tr> <td>総合政策課長</td> <td>地域活力創造課長</td> </tr> <tr> <td>保健センター等複合施設建設推進室長</td> <td>農業振興課長</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>くらし安全課長</td> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>町民福祉課長</td> <td>教育総務課長</td> </tr> <tr> <td>子育て共生課長</td> <td>教育指導課長</td> </tr> <tr> <td>健康保険課長</td> <td>生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td>高齢者いきいき課長</td> <td>上下水道課長</td> </tr> <tr> <td>道路整備課長</td> <td></td> </tr> </table> | 総務課長 | まちづくり推進課長 | 総合政策課長 | 地域活力創造課長 | 保健センター等複合施設建設推進室長 | 農業振興課長 | 税務課長 | 会計課長 | くらし安全課長 | 議会事務局長 | 町民福祉課長 | 教育総務課長 | 子育て共生課長 | 教育指導課長 | 健康保険課長 | 生涯学習課長 | 高齢者いきいき課長 | 上下水道課長 | 道路整備課長 | |
| 総務課長 | まちづくり推進課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総合政策課長 | 地域活力創造課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健センター等複合施設建設推進室長 | 農業振興課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 税務課長 | 会計課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| くらし安全課長 | 議会事務局長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町民福祉課長 | 教育総務課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 子育て共生課長 | 教育指導課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康保険課長 | 生涯学習課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者いきいき課長 | 上下水道課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道路整備課長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 | 健康保険課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所掌事務 | 1 情報の集約・共有等を行う 2 政府の基本的対処方針に基づき、本町の対応方針を決定し、全庁的な体制を組む | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置基準 | 政府対策本部が設置され、町長が必要と認めるとき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 廃止基準 | 政府対策本部が廃止されたとき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

② 新型インフルエンザ等対策検討会議

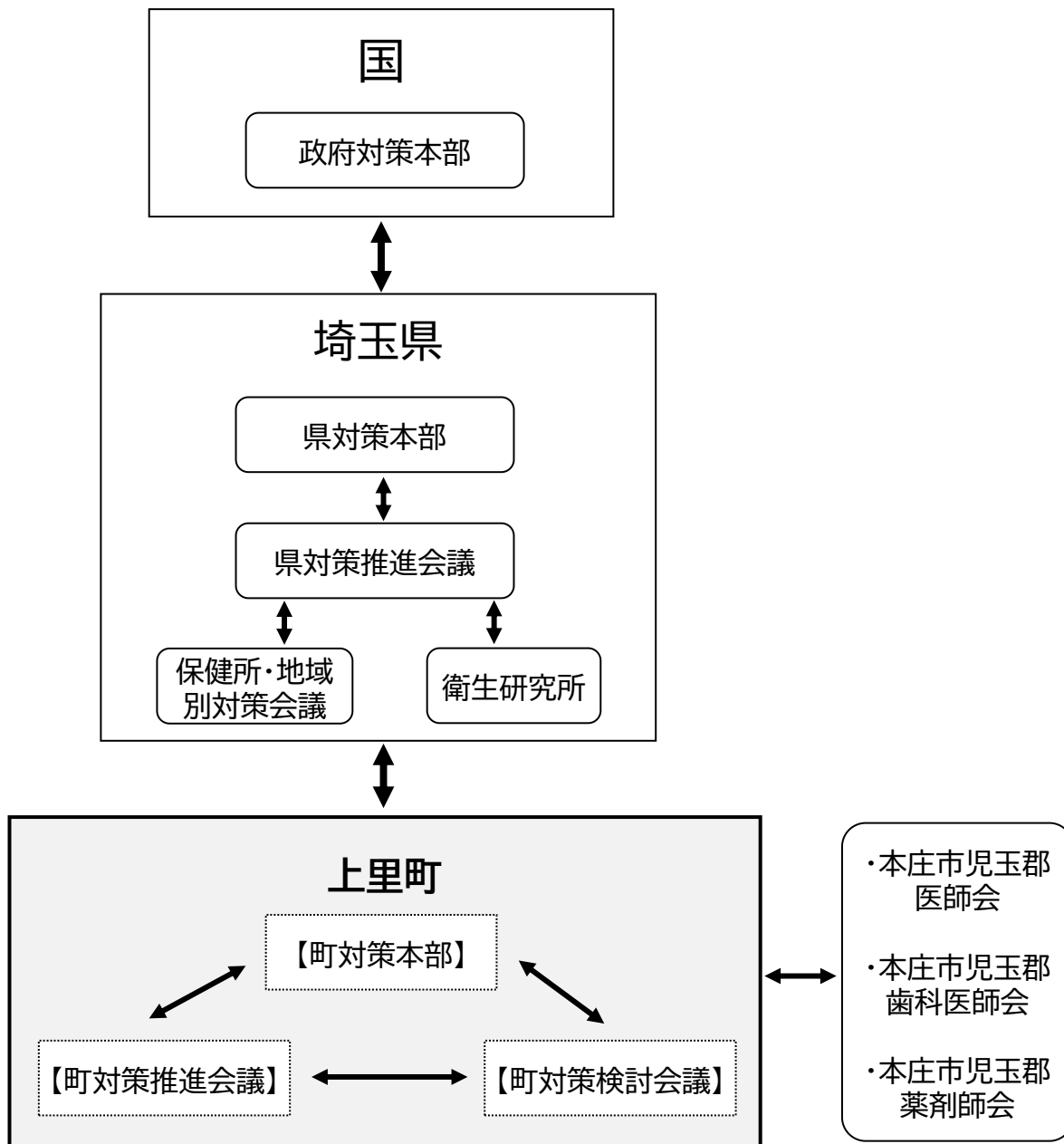
| | |
|------|---|
| 幹事 | 総務課長 くらし安全課長 健康保険課長 |
| 事務局 | 健康保険課 |
| 所掌事務 | 1 国内で新型インフルエンザ等が発生したら、情報の集約を行い、厚生労働省のガイドラインに基づき、町対策本部の設置条件を明確化する 2 新型インフルエンザ等対策推進会議の開催、議題に関すること 3 町が実施する対策等に課題が生じたときの対応策を協議する 4 町が新たに実施することの対応方法について ＊新型インフルエンザ等対策推進会議にかける前に副町長へ報告する。また、幹事3課の協議で決められない案件は、副町長へ相談する。 |
| 設置基準 | 国内で新型インフルエンザ等が発生したとき |
| 廃止基準 | 新型インフルエンザ等対策推進会議が廃止されたとき |

◆ 新型インフルエンザ等対策にかかる町の各課の業務内容

| 対策項目 | 実施内容 | 担当課 |
|----------------------|--|--------------------------------|
| 実施体制 | ・本計画、業務継続計画の策定 | 健康保険課 |
| | ・実践的訓練の実施 | |
| | ・国、県、保健所等と平時からの連携 | |
| | ・対策本部の設置 | くらし安全課 健康保険課 |
| | ・必要な予算の確保 | 総合政策課 |
| | ・全庁的な体制の確保(必要な人員確保) | 総務課 |
| | ・各課に対して仕事の割振り調整後の結果を集約 →新型インフルエンザ等推進対策会議で各課から報告する | 健康保険課 全課 |
| 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ・感染症に関する情報提供・共有 (感染予防対策、発熱外来等医療提供体制、県や関係部署の情報集約URL掲載) | 総務課 健康保険課 |
| | ・町内感染者発生状況の把握及び町ホームページ公表に関すること ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応 | 総務課 健康保険課 |
| | ・コールセンター設置＝双方向のコミュニケーションの実施 (一方的な情報提供のみでなく、コールセンター等を通じて町民の反応や関心を把握する) | 総務課 |
| | ・県との情報調整管理 ・メールを関係課へ振り分けて送付 | 健康保険課 |
| まん延防止 | ・感染対策の普及 ・感染が疑われる場合の相談窓口案内、感染拡大させないよう理解を図る | 健康保険課 |
| | ・公共施設利用調整、町主催のイベント調整 | 総務課 教育総務課 教育指導課 生涯学習課 |
| | ・高齢者施設、障害者施設等対応 | 高齢者いきいき課 町民福祉課 |
| | ・町内保育園・幼稚園、小中学校、児童館等対応 | 子育て共生課 教育総務課 教育指導課 |

| | | |
|------------------|---|---|
| ワクチン | <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種に係る事業者の要件・登録手続きを周知 ・接種体制の構築や接種優先順位の整理 (集団接種を見据えて、医療従事者の確保、会場・資材の調達、ワクチン分配量・配送方法、ワクチン接種予約コールセンター設置) ・町民へ情報提供(ワクチン接種の有効性及び安全性の啓発、接種順位) ・DX推進による予防接種記録の管理 ・高齢者施設、及び障害者施設入所者への接種 ・健康被害救済制度の周知 | 健康保険課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・WEB予約の職員代行窓口の開設 | 全課 |
| 保健 | <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する感染者及びその濃厚接触者への健康観察、疫学調査等に協力する | 全保健師 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・感染者及びその濃厚接触者に食事の提供、パルスオキシメーター等の支給に協力する | 全課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所へ町保健師派遣に関する調整 ・医師会の要請に応じて、ドライブスルー検査への協力 | 総務課 →全課 |
| 物資 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の業務実施に必要な感染症対策物資を備蓄する。なお、この備蓄は災害時の備蓄と兼ねることができる | くらし安全課 健康保険課 総務課 |
| 町民生活及び地域経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援に係る行政手続き、支援金等の給付・交付等について、DXを推進する。高齢者、外国人等にも情報が届くよう留意する。 | 総合政策課 →全課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止に関する措置により生じる心身への影響を考慮した施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発育発達への対応) | 町民福祉課 子育て共生課 健康保険課 高齢者いきいき課 教育指導課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・教育及び学びの継続支援 | 教育総務課 教育指導課 生涯学習課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連物資等の価格安定等 <ul style="list-style-type: none"> ・買占め・売惜しみが生じないよう調査・監視、必要に応じて業界団体に要請、計画に基づく措置(3つの法に基づく措置) ・町民の相談窓口、情報収集窓口の充実 | 地域活力創造課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・埋葬・火葬の特例 可能な限り火葬炉を稼働させるよう調整する 火葬能力を超える場合は、遺体安置施設をすみやかに確保する | 町民福祉課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・水を安定的に供給するために必要な措置 | 上下水道課 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等で影響を受けた業態(観光業や飲食業等)に対して、県や国の支援内容を周知する。 | 地域活力創造課 |

【上里町実施体制図】



第3章 発生段階ごとの対応と主要対策項目

本章では第2章で示した基本方針を踏まえ、主要7項目について発生段階ごとの目的、対策の考え方などを整理します。新型インフルエンザ等が発生した際、国の政府行動計画に基づく「基本的対処方針」や県行動計画に沿って検討される県内の実施方針を参考に、本計画に従い対応します。なお、各対策の実施時期は段階の移行と必ずしも一致せず、予測と異なる事態が起こる可能性もあるため、段階は目安として柔軟に対応を選択・実施します。

1. 実施体制

【準備期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生または発生が疑われる場合には、事態を正確に把握し、全国一体の取組を進めることが重要です。そのため、関係機関の役割を整理し、指揮命令系統や拡張可能な組織体制を構築・確認するとともに、人員調整や業務縮小の検討を行います。さらに、研修や訓練で課題を改善し練度を高め、定期的な会議により関係機関との連携を強化します。

◆ 対応

①業務継続計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生時に必要な人員等を確保し、維持すべき業務の継続を図るために、業務継続計画の策定・見直しを行います。

②実践的な訓練の実施

政府行動計画や県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等に備えた実践的訓練を行います。オンラインによる情報共有や連携体制の確認など、実際の感染症発生時に迅速かつ的確に対応できるような実践的な訓練を行い、対応力向上を図ります。

③体制整備・強化

町対策本部に関し、特措法の定めのほか、必要な事項を条例で定めます。また、県等の研修を活用し、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の育成に努めます。

④連携の強化

新型インフルエンザ等の発生に備え、業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めた連携体制を構築します。

【初動期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生または発生が疑われる場合には、事態を正確に把握し、町民の生命と健康を守るため緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。そのため、準備期の検討を踏まえ、町対策本部の設置準備を進めて関係機関との実施体制を強化し、初動期に迅速な対策を実施します。

◆ 対応

①対策本部の設置準備

国内で新型インフルエンザ等が発生したら、情報収集を行い、厚生労働省のガイドラインに基づき、感染状況および町民への影響を総合的に考慮して、町対策本部を設置する条件について明確化します。また、対応期へ移行のための準備を進めます。

②必要な予算の確保

国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等²⁴、財源を確保して所要の準備を行います。

【対応期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等の国内発生後は、国内発生当初の封じ込めに対応する時期から、感染拡大、ワクチン・治療薬の普及、流行状況の収束まで、長期にわたる対応が想定されます。そのため、町と関係機関の実施体制を持続可能とすることが重要です。町民生活や地域経済状況、各対策の進捗を踏まえつつ、体制を柔軟に見直し、病原体の性状や医療のひっ迫、病原体の変異、ワクチンや治療薬の開発など大きな変化が生じた場合には、機動的に対策を切り替えることで、重症化防止と社会経済活動の両立を図ります。

◆ 対応

①必要な財政上の措置

国による財政支援を有効活用するほか、必要に応じて地方債の発行を検討する等、財源確保を通じて必要な対策を実施します。

②対策本部の設置

初動期に明確化した町対策本部の設置条件に基づき、対策本部を設置します。また、緊急事態宣言²⁵がなされた場合は、直ちに対策本部を設置します。対策本部長は、本町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います²⁶。

²⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項、第70条第1項及び第2項並びに第70条の2第1項

²⁵ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと

²⁶ 特措法第36条第1項

③県への要請

新型インフルエンザ等のまん延により、町の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策²⁷の事務の代行を要請します。また、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めます。

²⁷ 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【準備期】

◆ 目的

感染症危機に効果的に対応するためには、町民、町、医療機関、事業者等とリスク情報を共有し、町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、平時から普及啓発を行い、科学的根拠に基づく情報提供・共有を通じて感染症リテラシー²⁸を高めるとともに、情報の認知度・信頼度向上を図ります。さらに発生時には、状況に応じた情報の内容・手段や町民の反応を把握し、双方向のコミュニケーションを可能にする体制をあらかじめ整備します。

◆ 対応

① 感染症に関する情報提供・共有

新型コロナウイルス感染症の取組を風化させないよう、平時から国や県と連携し、感染症の基本情報や基本的対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、発生状況、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時の行動指針を周知します。その際、SNSなど多様な媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ分かりやすく情報提供・共有²⁹を行い、町の情報発信が信頼性ある情報源として認知されるよう、町民の理解と信頼の向上に努めます。また、感染症流行に備え、防災的な観点も踏まえた事前準備の必要性について周知します。

② 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者や家族、所属機関、医療従事者等への偏見や差別は決して許されず、差別した人は場合によっては法的責任を伴います。また、差別は患者の受診控えを招き、感染症対策を妨げる要因となるため、その防止について啓発を行います³⁰。これらの取組を通じて、町民一人ひとりが正しい知識を身につけ、適切な行動をとれるよう努めます。

③ 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機では偽・誤情報が流布し、SNS等で誤った情報が一気に広がる恐れがあるため、AI技術の進展も踏まえ、町民のメディアや情報に関するリテラシー向上を図ります。そのため、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発を行います。併せて、正確で迅速な情報提供に努め、町民が安心して判断できる環境を整えます。

④ 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

新型インフルエンザ等の発生状況に応じ情報提供内容を整理します。高齢者や子ども、外国人、障害のある方にも配慮し、適切な媒体や方法で必要な情報を共有できるよう努めます。

また、新型インフルエンザ等発生時に、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理します。

²⁸ 文字の読み書き能力に限らず、情報を理解し活用する力をいう。感染症対策では、正確な情報を選び、内容を判断して自ら適切に行動する力を指す。

²⁹ 特措法第13条第1項

³⁰ 特措法第13条第2項

さらに、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準を踏まえて県が示す関係法令等の解釈や運用を目安に、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ対応します。

⑤ 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町民等が適切に判断し行動できるよう、町による一方向の情報提供だけでなく、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、情報の受取手である町民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備します。

【初動期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等の発生や疑いに備え、町民に対して新型インフルエンザ等の特性や対策状況を踏まえた適切な情報を提供して準備を促します。町民が科学的根拠に基づき判断できるよう、町民の関心事項を反映しつつ、正確で分かりやすい情報を迅速に共有します。その際は双方向のリスクコミュニケーションを重視し、偏見や差別の防止についても啓発します。さらに偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、得られた知見に基づき繰り返し正確な情報を発信し、町民の不安解消に努めます。

◆ 対応

① 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町民の情報受取方法が多様であることを踏まえ、準備期に定めた方針に沿い、あらゆる媒体を活用して迅速かつ一体的に情報提供を行います。個人の感染対策が社会全体に寄与する点を啓発し、冷静な対応を促すメッセージを発信します。また、高齢者や子ども、外国人、障害のある方へも配慮し、理解しやすい方法で情報を共有し、初動期以降は、発熱外来など医療体制に関する情報を速やかに提供します。

また、町民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、県、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営します。さらに、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行います。

さらに、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準を踏まえて県が示す関係法令等の解釈や運用を目安に、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ対応します。

② 双方向のコミュニケーションの実施

感染症対策を円滑に進めるため、情報提供に加えコールセンター等を通じて町民の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。さらに、国が作成するQ&A等を活用してウェブサイトを更新するとともに、寄せられた質問から関心事項を整理し反映します。

③ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症が誰にでも感染する可能性があることを踏まえ、感染者や家族、医療従事者等への偏見や差別は許されず、差別した人は法的責任を伴い得るほか、偽・誤情報が受診控えを招く恐れがあることから適切に情報提供します。また、国や県、町、NPO等の相談窓口を整理し周知します。さらに、町民の情報リテラシー向上のため、SNS等での偽・誤情報に対する啓発を行い、否定・訂正を含め正確な情報を広報媒体から継続的に発信します。

【対応期】

◆ 目的

感染症危機に効果的に対応するためには、リスク情報の共有を通じて町民が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、町民の関心を踏まえて理解を深め、リスク低減のパートナーとして行動を促します。具体的には、その時点で把握している科学的根拠に基づく正確な情報を迅速かつ分かりやすく提供・共有し、双方向のリスクコミュニケーションを行います。また、個人の感染対策が社会全体の感染抑制に寄与することや、感染者への偏見・差別は許されないことを周知し、偽・誤情報の拡散状況を踏まえて繰り返し正確な情報を発信し、町民の不安解消に努めます。

◆ 対応

①迅速かつ一体的な情報提供・共有

町民の情報受取方法が多様であることを踏まえ、準備期に定めた方針に沿い、あらゆる媒体を活用して迅速かつ一体的に情報提供を行います。個人の感染対策が社会全体に寄与する点を啓発し、冷静な対応を促すメッセージを発信します。また、高齢者や子ども、外国人、障害のある方へも配慮し、理解しやすい方法で情報を共有し、初動期以降は、発熱外来など医療体制に関する情報を速やかに提供します。

また、町民等の情報収集の利便性向上のため、関係部局、県、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じ、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営します。さらに、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体等を通じた情報提供・共有を行います。

さらに、国が示す感染症の発生状況等に関する公表基準を踏まえて県が示す関係法令等の解釈や運用を目安に、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ対応します。

②双方向のコミュニケーションの実施

感染症対策を円滑に進めるため、情報提供に加えコールセンター等を通じて町民の反応や関心を把握し、双方向のリスクコミュニケーションに努めます。さらに、国が作成するQ&A等を活用してウェブサイトを更新するとともに、寄せられた質問から関心事項を整理し反映します。

③偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症が誰にでも感染する可能性があることを踏まえ、感染者や家族、医療従事者等への偏見や差別は許されず、差別した人は法的責任を伴い得るほか、偽・誤情報が受診控えを招く恐れがあることから適切に情報提供します。また、国や県、町、NPO等の相談窓口を整理し周知します。さらに、町民の情報リテラシー向上のため、SNS等での偽・誤情報に対する啓発を行い、否定・訂正を含め正確な情報を広報媒体から継続的に発信します。

④リスク評価に基づく方針の決定・見直し

新型インフルエンザ等の発生初期には、外出制限などの厳しいまん延防止対策が想定され、その理解と協力を得るため、病原体の性状に関する知見が限られる場合も含め、政策判断の根拠を丁寧に説明します。町民の不安や差別が助長されないよう、偏見は許されず個人の感染対策が社会に寄与することや、外出自粛等の行動制限が早期の感染抑制に必要なことを分かりやすく示します。

また、病原体の性状に応じたリスク評価に基づく対策変更の理由を説明し、重症化しやすい等の影響の大きい年齢層には重点的に双方向のリスクコミュニケーションを行います。

さらに、ワクチン普及や病原体の性状変化により特措法によらない基本的対策に移行する段階では、平時に戻る際の留意点(医療提供体制や感染対策の見直し等)や個人判断に委ねる際の不安にも配慮し、理解と協力を得られるよう努めつつ、コールセンターの閉鎖や広報体制の縮小を進めます。

3. まん延防止

【準備期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等発生時には、確保された医療体制で対応可能な範囲に感染拡大の速度やピークを抑え、町民の生命と健康を守ります。そのため平時から必要な指標やデータを整理します。また、有事にはまん延防止策への協力を得るとともに、社会的影響を和らげるため、町民や事業者の理解促進に努めます。

◆ 対応

①新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談窓口に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の感染症有事の対応等について、平時から理解の促進を図ります。

【初動期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等発生時には、まん延防止策を迅速かつ適切に実施し、感染拡大の速度やピークを抑制します。これにより医療提供体制整備のための時間を確保し、受診患者数や入院患者数を減らし、確保した医療体制で対応可能とします。そのため、町内でのまん延防止や拡大時に迅速に対応できるよう準備を進めます。

◆ 対応

国や県等と相互に連携し、町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備えます。また、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

【対応期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を抑えるため、まん延防止策を講じて医療のひっ迫を回避し、町民の生命と健康を守ります。その際、町民生活や地域経済活動への影響にも配慮します。

◆ 対応

まん延防止対策の選択肢としては、情報分析やリスク評価を踏まえ、病原体の性状や変異、感染状況、町民の免疫状況等に応じて、国及び県の専門家会議の意見を取り入れた適切な措置を講じます。特に対応期の初期段階では行動抑制などにより感染拡大を抑え、流行ピークを遅らせます。また、まん延防止等重点措置や緊急事態措置により、町民生活・地域経済に少なからず影響を及ぼすことから、町民等に理解・協力を求めるなど必要な対応を行います。

4. ワクチン

【準備期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等発生時に町民の生命と健康を守り、生活や経済への影響を最小化するため、平時からかかりつけ医を中心とした接種体制を整備し、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて機動的に集団接種を運用できるよう関係機関と調整し必要な準備を行います。発生時には国、他市町村、県内医療機関や事業者と連携し、円滑な接種を実現するための準備を進めます。

◆ 対応

①基準に該当する事業者への周知・登録等

特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う県内事業者に対する周知に協力します。また、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力します。

②接種体制の構築³¹

新型インフルエンザ等への円滑なワクチン接種を行うため、医療従事者確保や接種優先順位の整理について国に求めるとともに、国の方針を踏まえ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と連携し、人員・会場・資材を含む接種体制の構築に備えたシミュレーションを実施します。

また、予防接種に必要な資材の確保方法を確認し、迅速に調達できる体制を整備します。さらに、特定接種対象者への集団接種が速やかに行えるよう体制を整えます。

加えて、個別接種体制を確認し、国が示すモデル等を参考に医療従事者体制、接種場所、接種時期の周知・予約方法等、ワクチン接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

③情報提供・共有

予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国や県とともにウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図ります。

④DXの推進

国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築します。

³¹ 予防接種法第6条第3項

【初動期】

◆ 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげます。

◆ 対応

①接種体制の構築

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び医療機関等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等接種体制の構築を行います。

【対応期】

◆ 目的

県等の協力を得ながら、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持します。

◆ 対応

①接種体制全般

医師会や医療機関等の協力を得て、初動期に構築した体制に基づき接種を行い、国が示す優先順位に沿って医療従事者やエッセンシャルワーカー等への接種を迅速に実施します。職域接種方針が示された場合は事業者に正確かつ迅速に周知し、また、国が追加接種の実施を判断した場合に対応できるよう医療機関との連携を継続し、接種体制の整備を進めます。

さらに、特定接種が決定された場合は、国と連携し新型インフルエンザ等対策の実施に従事する本町職員に対し、本人の同意を得て集団接種を行います。そして、全町民が速やかに接種できるよう体制や、接種予約を電話・インターネットで受け付ける体制を整備するとともに、接種に関する情報を町民に提供・共有して、接種を開始します。加えて、感染状況に応じ会場を増設するとともに、高齢者施設の入所者などの接種会場での接種が困難な方でも接種を受けられるよう、関係団体と協力して適切な接種体制を確保します。さらに、国のシステムを活用し接種歴を確認・管理し、接種誤り防止や本人による記録閲覧を可能にします。

②予防接種健康被害救済制度の周知、副反応疑い報告

国との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、町民等への適切な情報提供・共有を行います。

また、予防接種健康被害救済制度の周知に努め、万が一、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された場合、速やかに救済を受けられるよう、必要な手続きと支援を行い、制度の利用を促進します。

③情報提供・共有

国と連携し、予防接種の意義や制度の仕組みに関する啓発を行い、町民の理解を深めます。また、接種スケジュールや使用するワクチンの種類、有効性・安全性、副反応の内容と頻度、対処方法、対象者や接種頻度、健康被害救済制度等について積極的にリスクコミュニケーションを行います。町民が科学的根拠に基づき正しい判断を行えるよう、正確な情報発信に努めます。

5. 保健

【準備期】

◆ 目的

収集・分析した感染症に係る情報を町民等に積極的に提供・共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、感染症有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤作りを行います。

◆ 対応

①連携強化と体制整備

埼玉県感染症対策連携協議会³²の協議内容を、町村会等を通じて共有します。そして、県や本庄保健所、医療機関、消防機関等との連携体制を維持・強化し、県が実施する自宅療養者等への食事提供等に協力する体制を整備します。さらに、職員の研修参加を通じて感染症対応力の向上を図ります。

②健康観察³³への協力体制整備

県の要請に応じて健康観察を円滑に行えるよう、町の協力体制を整備します。

【初動期】

◆ 目的

初動期は町民が不安を感じ始める時期であり、迅速な準備が重要です。県等の予防計画や保健所・衛生研究所の健康危機対処計画に基づき、感染症有事への移行準備を進め、感染症の発生公表後に迅速に対応できる体制を整えます。併せて、町内発生を想定したリスクコミュニケーションを開始し、地域の協力を得ながら感染拡大リスクの低減に努めます。

◆ 対応

国の要請に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関³⁴への受診につなげるよう周知します。また、国の情報提供サイトを町民に周知し、Q&A公表やコールセンター設置を通じて迅速な情報提供を行います。さらに、双方向のコミュニケーション環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有できる体制を構築します。

³² 感染症法第10条の2第1項に基づき、県・保健所設置市・感染症指定医療機関・学識経験者団体・消防機関等で構成し、感染症の発生予防及びまん延防止に関する施策を協議する場

³³ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること

³⁴ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする

【対応期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等発生時には、県等の予防計画や保健所・衛生研究所の健康危機対処計画、準備期に整理した役割分担に基づき、関係機関と連携して町民の生命と健康を守ります。その際は病原体の性状や感染状況を踏まえ、柔軟に対応します。

◆ 対応

①健康観察等

県からの応援要請を受け、当該患者やその濃厚接触者に対し行われる健康観察、疫学調査等に協力します。

②主な対応業務の実施

町、保健所及び衛生研究所等³⁵は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担に基づき、相互に連携するとともに、県や他市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して以下の感染症対応業務を実施します。また、県からの応援要請があった場合には、状況に応じて職員を派遣し、保健所等の業務支援に協力します。

- ◇ 必要に応じて、当該患者やその濃厚接触者に関する情報を共有しながら、食事の提供等、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な支援やパルスオキシメーター等の物品の支給に努めます³⁶。
- ◇ 高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等に障害のある方など、情報発信に配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県や他市町村と連携し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行います。

³⁵ 地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関(当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。)のこと

³⁶ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

6. 物資

【準備期】

◆ 目的

感染症対策物資等³⁷の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにします。

◆ 対応

①感染症対策物資等の備蓄等

本計画又は業務継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します³⁸。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます³⁹。

【初動期】

◆ 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要となります。そのため、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進します。

◆ 対応

感染症対策物資等の備蓄状況等の確認、円滑な供給に向けた準備を順次進めます。

【対応期】

◆ 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要であることから、初動期に引き続き、国と連携した生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保します。

³⁷ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等(医薬品でないもの)が含まれる

³⁸ 特措法第10条

³⁹ 特措法第11条

◆ 対応

国や県、他市町村及び指定公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態⁴⁰において、必要な物資及び資材が不足するときは、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努めます⁴¹。

⁴⁰ 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態

⁴¹ 特措法第51条

7. 町民生活及び地域経済の安定の確保

【準備期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等発生時には、町民の生命や健康に被害が及ぶだけでなく、まん延防止措置により生活や経済活動へ大きな影響が生じる可能性があります。町は自ら準備を進めるとともに、事業者や町民に必要な準備を促し、適切な情報を提供します。

◆ 対応

①情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携及び内部部局間での連携を円滑に行うため、情報共有体制を整備します。併せて、関係業界団体との間で連絡窓口となる部署及び担当者を定め、平時から情報の共有と連携強化を図ります。

②支援実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等発生時の支援実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな人々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施します。

③物資及び資材の備蓄等

本計画に基づき、感染症対策物資などの備蓄を進めるほか、所掌事務や業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な食料品や生活必需品なども備蓄します⁴²。これらの備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる形で進めます⁴³。また、町内事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

④火葬能力等の把握、火葬体制の整備

国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

⑤生活支援を要する者への支援等の準備

新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者や障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送及び死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。

⁴² 特措法第10条

⁴³ 特措法第11条

【初動期】

◆ 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、町内事業者や町民に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛けます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済活動の安定を確保します。

◆ 対応

町民生活・地域経済への影響に係る対策の検討体制の構築、生活関連物資等の安定供給に関する町民及び事業者等への呼び掛けを行います。

【対応期】

◆ 目的

準備期での対応を基に、町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行い、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び地域経済活動の安定を確保します。

◆ 対応

①心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じます。

②生活支援を要する者への支援

高齢者や障害者等の要配慮者等へ必要に応じた生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送及び死亡時の対応等について、準備期に定めた具体的手続を進めます。

③教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴⁴やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行います。

④生活関連物資等の価格の安定等

生活関連物資等の価格の安定のために、以下の業務を実施します。

- ◇ 町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

⁴⁴ 特措法第45条第2項

- ◇ 生活関連物資等に関する町民からの相談に対応するため、必要な情報の集約と共有を進めます。
- ◇ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について相談窓口及び情報収集窓口の充実を図り、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めます。
- ◇ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講じます。
- ◇ 新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます⁴⁵。

⑤火葬・埋葬の特例等

町は、火葬場の管理者に火葬炉の最大稼働を要請します。また、死亡者の増加により火葬能力を超える場合には、県と調整を行いながら、児玉郡市広域市町村圏組合や構成市町と連携し、一時的な遺体安置施設を迅速に確保します。

⑥事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による町内事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた町内事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます⁴⁶。

⑦水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

⁴⁵ 特措法第59条

⁴⁶ 特措法第63条の2第1項

【資料編】

1. 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例

上里町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月13日

条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、上里町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 対策本部の本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員及び埼玉県職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(専門部会)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 専門部会に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、専門部会の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行日から施行する。

2. 上里町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

上里町新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

令和4年4月1日
規則第29号

(目的)

第1条 この規則は、上里町新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年上里町条例第27号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、上里町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 対策本部は、上里町新型インフルエンザ対策行動計画(以下「行動計画」という。)の定めるところにより設置する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 町内発生に備えた総合的な対策に関すること。
- (2) 町内発生時における危機管理及び健康被害対策に関すること。
- (3) 町内発生時における被害拡大防止策に関すること。
- (4) その他新型インフルエンザ等の対策に関すること。

(構成)

第4条 対策本部の本部長は、町長をもって充てる。副本部長は、副町長及び上里町教育委員会教育長をもって充てる。

2 対策本部の本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、くらし安全課において処理する。

(解散)

第6条 対策本部は、行動計画の定めるところにより解散する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月12日規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第27号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日規則第29号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

上里町新型インフルエンザ等対策本部

| 区分 | 役職 | 職名 |
|----|------|-------------------|
| 1 | 本部長 | 町長 |
| 2 | 副本部長 | 副町長 |
| 3 | 副本部長 | 教育委員会教育長 |
| 4 | 本部員 | 総務課長 |
| 5 | 本部員 | 総合政策課長 |
| 6 | 本部員 | 保健センター等複合施設建設推進室長 |
| 7 | 本部員 | 税務課長 |
| 8 | 本部員 | くらし安全課長 |
| 9 | 本部員 | 町民福祉課長 |
| 10 | 本部員 | 子育て共生課長 |
| 11 | 本部員 | 健康保険課長 |
| 12 | 本部員 | 高齢者いきいき課長 |
| 13 | 本部員 | 道路整備課長 |
| 14 | 本部員 | まちづくり推進課長 |
| 15 | 本部員 | 地域活力創造課長 |
| 16 | 本部員 | 農業振興課長 |
| 17 | 本部員 | 会計課長 |
| 18 | 本部員 | 議会事務局長 |
| 19 | 本部員 | 教育総務課長 |
| 20 | 本部員 | 教育指導課長 |
| 21 | 本部員 | 生涯学習課長 |
| 22 | 本部員 | 上下水道課長 |
| 23 | 本部員 | 児玉郡市広域消防本部上里分署吏員 |
| 24 | 本部員 | 本庄市児玉郡医師会上里代表医師 |

上里町新型インフルエンザ等対策行動計画第2版

発 行 上里町

発行日 令和8年3月

編 集 上里町健康保険課（保健センター）

〒369-0392

埼玉県児玉郡上里町大字七本本5518

TEL 0495-35-1221(上里町役場代表)

0495-33-2550(上里町保健センター)

<https://www.town.kamisato.saitama.jp/>